

## 腹腔鏡下膵切除術に関わる先生方へ

平成 28 年度の診療報酬改定により腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術が保険収載され、腹腔鏡下膵体尾部切除術も適用拡大となり、これらを施行するための施設基準や適応も厳格に定められました。これらの術式施行に関する本学会の見解を以下に記します。

### ● 「K703-2」腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術

平成 28 年 3 月 31 日に当該手術に対する疑義解釈が公表されました。この疑義解釈では、施設基準に書かれている「関連学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っている」ということは、「現時点では一般社団法人外科系学会社会保険委員会連合における National Clinical Database (NCD) に症例を登録し、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っている場合を指す」とされています。ここに示されている NCD への登録は、上記保健委員会連合において準備中である NCD の前向き登録を示しており、現在行われている NCD の術後登録は施設基準を満たしておりません。

また、本学会の見解としては、腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術の適応は、原則として脈管の合併切除やリンパ節郭清切除が必要でないものであり、膵臓・胆道の浸潤癌は適応外とします。その他、術前診断で予防的リンパ節郭清が必要とされたものも適応外とします。

### ● 「K702-2」腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術

施設基準で「関連学会から示されているガイドライン等を踏まえ、手術適応等の治療方針についての検討を適切に実施すること。」と記載されています。当学会の見解としては、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術の適応は、原則として膵体尾部腫瘍に対する定型的なリンパ節郭清において切除する範囲（結腸間膜、副腎等）で治癒切除可能と予想される疾患であり、周辺臓器及び脈管の合併切除を伴うものは適応外とします。また、リンパ節郭清を伴う疾患に対して本術式を施行する場合は、安全性検証の目的で日本内視鏡外科学会、日本肝胆膵外科学会、膵臓内視鏡外科研究会が合同で運営する術前登録制度へのご協力を強くお願い申し上げます。

平成 28 年 4 月 21 日

膵臓内視鏡外科研究会  
会長 中村雅史、事務局 大塚隆生  
〒812-8582 福岡市東区馬出 3-1-1  
九州大学臨床・腫瘍外科学教室内  
電話 092-642-5441、Fax 092-642-5448  
e-mail: jseps@med.kyushu-u.ac.jp